

公募型プロポーザル方式による受託候補者選定実施要領

この要領は、仙台市博物館（以下「博物館」という。）の再開館及び再開館を記念して開催する展覧会に係る印刷物製作及び広報業務の委託に係る提案及び契約締結において留意すべき事項を記したものであり、提案の参加者は以下の事項を承知のうえ応募するものとする。

1 業務の目的

本業務は、令和6年4月の博物館再開館に向けて、リニューアルした博物館や再開館を記念する展覧会について効果的かつ戦略的に情報発信し、市民・観光客などの誘客促進を図ることを目的として行うものである。その際、小学生の親子づれや20～40代の若者のうち博物館への関心が薄いと想定される者や、歴史・美術に関心はあるが博物館を利用する機会の少ない者をターゲットとする。

2 業務内容に関する事項

(1) 委託業務名

仙台市博物館再開館印刷物等製作及び広報業務委託

(2) 業務概要（詳細は別添「仕様書」のとおり）

- ① 印刷物のデザイン・製作
- ② 上記①で製作した印刷物（データを含む）等の活用による各種メディアを通じた広報の企画運営
- ③ その他、印刷物や広報企画等の提案

(3) 提案上限額

金3,100千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記には、印刷物のデザイン・製作、広報に係る企画運営等の本業務に係る一切の費用が含まれるものとする。

(4) 業務履行期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

※各種広報媒体での広報は、令和6年2月中旬の開始を想定

3 提案の手続き等に関する事項

(1) 参加資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同事業体（以下「共同事業体」という。）とする。

- ① 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- ② 対象業務に対応する種目について、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ③ 仙台市内に本店、支店または事業所を有すること。
- ④ 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項または第3条各項の規定による指名の停止を受けていないこと。

(2) 現場説明会の実施

下記の日程で現場説明会を実施する。

- ① 日 時：令和5年11月20日（月）13時30分から15時まで
- ② 実施場所：仙台市博物館

- ③ 申込方法：令和5年11月17日（金）17時までに、電話により申し込むこと。
- ④ 現場説明会への参加は必須とする。
- ⑤ 現場説明会への参加人数は、各団体3名以内とする。

(3) 質問及び回答

- ① 質問方法：本プロポーザルに係る質問は、質問票（様式第1号）に記載して令和5年11月20日（月）の現場説明会後から令和5年11月22日（水）16時までに、電子メールで提出すること。その後、その旨電話にて連絡すること。
- ② 回答方法：回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、令和5年11月24日（金）17時までに、市ホームページに掲載する。

(4) 意思表明書の提出

プロポーザルへの参加表明は、以下により、書面の提出をもって行う。

- ① 提出期限：令和5年11月29日（水）17時まで

② 提出方法

持参または郵送とする。

- ・持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までに仙台市博物館に提出すること。
- ・郵送の場合は、封筒に「意思表明書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により提出すること。

③ 提出書類

ア 意思表明書（様式第2号）

イ 提案者の概要が分かる資料（任意様式。グループの場合は全構成員のもの）

ウ 共同事業体結成に係る届出書（様式第4号。グループによる提案の場合に提出）

(5) 提案書の提出等

- ① 提出期限：令和5年12月6日（水）17時まで

② 提出方法

持参または郵送とする。

- ・持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までに仙台市博物館に提出すること。
- ・郵送の場合は、封筒に「提案書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により提出すること。

③ 提出書類

ア 提案書等提出書（様式第3号） 正本1部・副本9部

イ 企画提案書（任意様式） 正本1部・副本9部

以下を参考に作成すること。

- ・本要領「4 企画提案書の構成」
- ・現場説明会での提供資料

ウ 事業費見積書（任意様式） 正本1部・副本9部

※A4判で作成。業務内容別に区分し、さらに取組みごとに金額を記載すること。

※副本9部には、提案者が特定できる名称・ロゴマーク等を使用しないこと。

④ 留意事項

- ・提出書類の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
- ・提出期限後の提案書の差替え及び再提出は不可とし、提出された書類は返却しないものとする。
- ・提案者が次のいずれかに該当するときは、受託候補者とししないものとする。
 - *上記2（3）に示す提案上限額を超える提案であるとき

- * 提出期限までに上記3（5）③の提出書類が到達しなかったとき
- * 上記3（1）に示す参加資格を満たさないこととなったとき
- * 提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- * その他、本実施要領で示した条件に違反したとき

4 企画提案書の構成

企画提案書（任意様式）は、以下の内容で作成すること。

（1）サイズ

企画提案書はA4判で作成し両面印刷とする（A3判を折込みA4判とすることも可）。

（2）記載事項

- ・ 正本1部：「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）」を記載すること。
- ・ 副本9部：提案者が特定できる名称・ロゴマーク等を使用しないこと。

① 目次

② 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解

③ 業務の全体計画

- ・ 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）
- ・ 業務実施のスケジュール

④ 業務内容別の説明

ア) 印刷物のデザイン・製作

I ポスターのデザイン

再開館や再開館を記念する展覧会等の内容を1枚にまとめてPR（キャッチコピーを含める）する。なお、掲載する内容は、別添「仕様書」および現場説明会での提供資料を確認すること。

II 各印刷物や一連の広報に係るコンセプト・イメージ

イ) 広報業務の企画運営

I 印刷物の掲示・配布先とその効果

II 使用する広報媒体とその効果

III 各種広報媒体の使用計画

ウ) その他

上記以外の印刷物、広報企画等の提案

⑤ 事業の実施体制

- ・ 人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制
- ・ 営業実績（直近5年程度）

⑥ その他、独自の提案など

5 提案の審査方法

（1）審査方法

本プロポーザルに係る審査委員会において、提案者からの提出書類、ヒアリングをもとに審査を行い、最も評価点の高い者を受託候補者として選定する。なお、提案者が4者以上の場合は、提出書類をもとに審査のうえヒアリングへの参加事業者を選定する。

(2) 審査の実施

① 下記により提案者へのヒアリングを実施する。

ア 実施日時及び場所

日時：令和5年12月8日（金） 13時30分から

提案者ごとのヒアリング開始時刻は、別途連絡する。

場所：仙台市博物館

イ 方法等

- ・提案者ごとに提案内容説明（10分以内）
- ・質疑応答（15分程度）
- ・提案者側の出席は、3名以内とする。

ウ その他

- ・ヒアリングは提案書の内容の範囲内で行うものとする。追加資料の提出は認めないが、ポスターデザインのみB2判で印刷のうえ持参すること。
- ・機材等を使用する場合は令和5年12月6日（水）17時までに博物館に申出を行い、許可を得ること。
- ・ヒアリングは非公開（他の提案者のヒアリングを見ることも不可）とする。

② 審査結果は、全提案者（グループの場合は代表者）に対して電子メールで通知する。

選定されなかった者に対しては、その旨及び理由を書面により通知する。なお、提案書が選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く）に、書面により選定されなかった理由の説明を求められることができる。発注者はその翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く）に、書面により回答する。

③ 審査の結果、受託候補者を選定しない場合がある。

(3) 評価基準及び配点

以下の評価項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

① 業務の方向性・実施計画（配点10点）

- ・本事業を実施する理由や目的に対する理解、考え方が適切であるか
- ・業務実施の方向性や業務の流れ、スケジュールが適切であるか

② デザイン・レイアウト・キャッチコピー（配点40点）

- ・業務の目的および現場説明の内容と合致しているか
- ・必要な情報が分かりやすく伝えられており、人目を引き付けるものか
- ・キャッチコピーは分かりやすく、関心を引き付けるものであるか

③ 広報の手法（配点30点）

- ・ターゲット層への訴求力が期待できるか
- ・広報業務の企画運営の手法に具体性と実現性があるか
- ・掲示箇所や印刷部数、メディアへの露出期間等、必要な広報量は確保されているか

④ 独自提案（配点5点）

- ・仕様書の内容以外に、魅力的な提案がなされているか

⑤ 業務の実施体制（配点5点）

- ・業務を遂行するための実施体制が適切であるか、また、過去の実績が良好であるか

⑥ 事業費の妥当性（配点10点）

- ・提案内容と見積書の整合性が取れており、見積書の内容が合理的かつ経済的であるか

6 契約の方法

(1) 随意契約の手続き

受託候補者と提案内容に沿って契約内容について協議のうえ、仙台市契約規則に定める随意契約の手続きにより締結するものとする。

(2) 契約に係る協議

- ・契約の締結にあたっては、選定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務内容及び委託費について、発注者の求めに応じ協議のうえ提案上限額の範囲内で変更する場合がある。
- ・別添「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約の締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。

(3) 契約の変更

本業務の契約は、発注者の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間または業務委託料の変更が必要となった場合に限り変更することができるものとする。

7 権利の帰属

- ・提出された提案書に係る著作権等の知的財産権は提案者に帰属するものとするが、発注者が必要と認める場合は、無償で使用できるものとする。
- ・契約締結後、本業務の成果品等に係る著作権等の知的財産権は、成果品とともに全て発注者に帰属するものとする。

8 スケジュール（予定）

令和5年11月13日（月）	提案募集開始
11月20日（月）	現場説明会開催
11月22日（水）	質問提出期限
11月24日（金）	質問回答期限
11月29日（水）	意思表示書提出期限
12月6日（水）	提案書提出期限
12月8日（金）	審査委員会開催（提案書審査、ヒアリング、審議）
12月13日（水）	審査結果通知 受託候補者と業務内容、仕様書及び委託費等に関する協議
12月20日（水）	（左記期日までに）契約締結、業務開始
令和6年3月31日（日）	業務完了

9 問い合わせ及び各申込み・提出先

〒980-0862 仙台市青葉区川内 26
仙台市教育局博物館 寺澤
電話：022-225-3074
FAX：022-225-2558
電子メール：kyo019500@city.sendai.jp